

個④044-1 減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書 (様式中アンダーライン省略)

(新設)

税務署受付印

○

減価償却資産の償却の方法等に関する
経過措置の適用を受ける旨の届出書

納 税 地	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)		
	(TEL - -)		
税務署長			
上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。		
	(TEL - -)		
フリガナ 氏 名		生 年 月 日	大正 昭和 平成 年 月 日生
職 業	フリガナ 屋 号		

年 月 日提出

定率法を選定している減価償却資産について、所得税法施行令の一部を改正する政令 (平成23年政令第378号) 附則第2条第3項 (減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置) の規定の適用を受けたいので届け出ます。

1 適用を受けようとする最初の年分 (「平成24年分」又は「平成25年分」のいずれかを○で囲みます。)

平成 2 4 年分 ・ 平成 2 5 年分

2 参考となるべき事項

関与税理士

(TEL - -)

税整 務理 署欄	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C	D	E
通信日付印の年月日						確認印	
年 月 日							

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この届出書は、平成24年分においてその有する減価償却資産につきそのよるべき償却の方法として定率法を選定している場合において、平成24年分又は平成25年分以後の各年分における償却費の額の計算について、その減価償却資産を平成24年4月1日以後に取得した資産とみなして200%定率法により償却する経過措置を選択する場合に提出するものです。</p> <p>2 この届出は平成24年分の所得税に係る確定申告期限(平成25年3月15日)までに提出してください。</p> <p>3 適用を受けようとする最初の年分において、調整前償却額が償却保証額に満たない減価償却資産については、この経過措置の適用を受けることはできません。</p> <p>4 「1 適用を受ける最初の年分」は、その適用を受ける最初の年分について、「平成24年分」又は「平成25年分」のいずれかを○で囲みます。</p> <p>(注) この届出により200%定率法により償却費の額を計算することとなる資産は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得した250%定率法の対象となる全ての減価償却資産となり、減価償却資産の種類等ごとに選択することはできません。</p>	<p>(新設)</p>